他の要望事項(法律改正に関わる事項)に係る方向性について(案)

1. 日本薬剤師会からの要望について

	要望内容	方 向 性
1	一般用医薬品を含めた医薬品の適正使用に	○ チーム医療そのものとは関連が薄いため、別途検
要望書 (参考資 料 2) P.2	関する医師との連携	討。

2. チーム医療推進協議会からの要望について

	要望 内容	方 向 性
1	<日本救急救命士協会>	
要望書	救急救命士が業務を行う場所の制限緩和	○ 救急救命士制度の制度趣旨とは合致しない内容であ
(参考資	(医療機関内で救急救命士が救急救命処置	るため、対応は困難。
料 3)	を行うことを可能とする)	
P.4		
4	<日本診療放射線技師会>	
要望書	検診車における医師の立会いの見直し	○ 照射装置の性能の向上も踏まえ、検診車における X
(参考資		線照射のリスクについて検証した後に検討する。
料 3)		
P.6		
5	<日本診療放射線技師会>	
要望書	卒後臨床研修制度の確立	○ 各団体が実施している研修制度の受講率向上に向け
(参考資		て、各医療機関が把握できるよう各団体において周知を
料 3)		行う。その際、厚生労働省において必要な援助を行う。
P.7		
6	<日本理学療法士協会>	
要望書	理学療法の対象に「身体に障害のおそれの	○ 理学療法士が、介護予防事業等において、診療の補助
(参考資	ある者」を追加する	には該当しない範囲の転倒防止のための指導などを行
料 3)		っている場合があるが、この場合、「理学療法士」とい
P.9		う名称を用いて活動することは何ら問題がなく、特段の

		対応の必要はない。
7	<日本臨床細胞学会細胞検査士会>	
要望書	細胞検査士が細胞診検体を陰性と判定し	○ 細胞検査士が作成する細胞検査に係る主治医に対す
(参考資	た場合の主治医に対する報告書の作成と提	る報告書について、学会のガイドラインにおいては専門
料 3)	出	医の署名を受けるよう努めることとされている。
P.11		一方、細胞検査士が主治医に対する報告書を作成し、
		手交することは医師法上の診断行為には該当せず、法律
		上の問題はないため、法律改正を行う必要はない。
		※ 精度管理の観点からの配慮は必要。
8	<日本臨床心理士会>	
要望書	臨床心理職の国家資格化	○ 臨床心理職の国家資格化については、議員立法の検討
(参考資		が進められていると承知。
料 3)		
P.12		○ 国家資格化の検討の中で、どのような業務内容とする
9	<日本臨床心理士会>	かが検討されていると承知。
要望書	臨床心理士による心理相談の実施	
(参考資		
料 3)		
P.13		

10	<日本臨床心理士会>
要望書	臨床心理士による心理療法の実施
(参考資	
料 3)	
P.14	
11	<日本臨床心理士会>
要望書	臨床心理士による心理査定の実施
(参考資	
料 3)	
P.15	